

「清簡」と「威惠」

——魏晋官僚の一考察——

葭 森 健 介

はじめに

紀元前三世紀以来、二十世紀に至るまで、中国では中央集権的専制国家体制が連続と続く。しかし、一見、均質性を以て展開するこの国の政治体制も、各時代の社会の状況に応じて、その様相を変える。特に、三〜九世紀においては、貴族的要素がその表情から読みとれるとして、貴族制という観点から、当該時代に対する研究がこれまで進められてきた。

私は前稿において、この貴族制に関する研究、とりわけ生成期にあたる六朝貴族制に対する研究を振り返った。¹⁾その際、国家体制のこの様相を単に表面的に読み取るのではなく、その裏面に潜む何かの表われとして見るべきではない

か。すなわち、貴族制を、国家体制の基底に位置し、これを支える基層社会に生きる人間の生活、生活感情の反映としてとらえるべきではないかという立場から、今後研究すべき課題をいくつか指摘した。その一つに、考課（官僚の勤務評定）と薦例（拔擢制度）の機能及び、地方官に対する地方社会の評価（評語）の問題があった。

つまり、貴族制生成の契機となった九品中正制と呼ばれる官吏登用制度は、郷党における評価（郷品）に応じて、登用の際の等級（官品）が授けられる所にその特徴がある。この郷品は郷党における評判（郷論）をもとに、中正官が決定した。従って、政治を担当する官僚と基層社会とは郷論と郷論を基礎とした九品中正制を通じて結びつき、基層社会の輿論はこうしたしくみを通じて国家体制に反映されていたと考え

られてきた²。しかしながら、一旦官僚に登用されてしまうと、官僚は郷党の輿論を無視しうるのか。基層社会の輿論は官途につく以前の貴族を対象としても、実際に政治を行なう官僚に対しては及びえないのか。この点について、従来ほとんど論及されてこなかった。そこで注目したのが、基層社会の地方官に対する評価、評語と、考課、薦例の問題である。

劉虞という人物は、曹操政権下の黜陟(官位の昇降)が、州郡の評判(州郡之毀誉)という名目で、ゆききする一般庶民のうわさ(往来之浮言)をもとに行なわれ、業績(事実)に基づいていないと批判している³。又、杜預は、西晋初の薦例が、評判(風声)によりながらも、六年に一度きりの推薦で決まっているので、三年に一度黜陟を決めた古の理想的方法に及ばないと指摘する⁴。これらの意見が述べられた背景には、基層社会における輿論が地方官に対しても向けられ、それが、勤務評定、官位の昇降をも左右していたという現実があったと想像しうる。そして、官僚に対する評語は当時の正史である『三国志』、『晋書』等においても散見される。これらの評語はおそらく、考課、黜陟、薦例等の官僚の人事管理制度と無縁ではなからう。そこで、考課、薦例等の機能、及び評語

の分析を通じて、官僚としての貴族と治下の基層社会の關係、基層社会の輿論の国家体制内での位置付け、ひいては国家体制そのものの性格にも再検討を加えうるのではないか。以上の点を前稿で提起した。

この問題を検討するには、周到な準備が必要であり、容易に論ずることはできない。そこで本稿では、手始めとして、『三国志』、『晋書』に見られる官僚に対する評語をとりあげ、言葉の体系、時代的地域的展開について考察を加え、前稿の問題提起の解明に至る一里塚としたい。

一 史料上の評語

ところで、魏晋時代のことを記す正史、『三国志』、『晋書』及び『三国志』に対する裴松之の注に引く諸書に散見する評語はどの様な状況下で作成されたものだろうか。果して正史の編者が自らの言葉で表現したものであろうか。この問題に深く関わるのが「状」と呼ばれる人事管理部門の官僚が記した人物評の存在である⁵。九品中正制では、中正官が任官希望者に対して人物評(状)を書き記し、中央に送付して郷品と共に任官に際しての参考に供した。矢野主税氏はかつて、列

伝冒頭に記された起家以前の性行才徳に関して簡潔な言葉で記した部分を、この状ではないかと推測し、これを復原し検討を加えている。^⑥だが、こうした状の内容は任官後の官僚としての活動にも言及されていたふしがある。

「時に簡文帝会稽王と為りて輔政す。(王) 蘊すなわち状を連ねて之に白す。曰く、某人地(家柄) 有り、某人才有りと。務めて進達を存するに、各おの其の方に隨う。故に得ざる者も怨むなし」(『晋書』卷九十三王蘊伝)。これは尚書吏部郎の王蘊が官位の昇進(進達)に際し、「某人地有り、某人才有り」という状を記し、それが当を得ていたことを示している。こうして書かれた状の原形を最も留めるものとして矢野氏が指摘するものに、当時吏部尚書であった山濤が記した「山公啓事」がある。その中には、「中郎衛昱、往に少府丞と為りて損益有り」(『通典』卷二十七引「山公啓事」)、「太子舍人夏侯孝若、文徳盛んなる有りて、民を理むるに長ぜざれど台閣に益有り」(『太平御覧』卷二百十五引「山公啓事」)といった明らかに官僚としての治績について言及されたものもある。

この様に、状の内容は官僚の政治家としての能力にも及び、それが人事移動の際の目安となったことは確かである

う。矢野氏はこうした状が正史に引かれている例として、山濤が記した状、「山公啓事」が『晋書』に、「山濤……と称す」という形で記されていることを挙げている。すなわち、状はそれを書く立場にあった、人事部門(吏部)の高官が与えた人物評として正史に残されている。

「時に王戎(吏部)尚書為り、(李)重清尚を以て称せらる」(『晋書』卷四十六李重伝)は、吏部尚書の王戎が吏部郎であった李重の仕事ぶりを「清尚」と評した史料である。これなどは、吏部郎としての李重に対して、王戎が与えた状の中で用いられた評語がそのまま『晋書』に収録されたものと考えられないだろうか。

李重の場合は評者が吏部尚書王戎であることがはっきりしているが、『三国志』、『晋書』には、評者が誰であるかは不明であるものの、李重の場合と同じ様に、「称」や「号」を用いて官僚に対する評語が記されている例がある。

「曹」充雅に法理に長じ、平反の称有り」(『晋書』卷四十賈充伝)、「州(冀州)に在ること三年、簡惠を以て称せらる」(同卷四十一魏舒伝)、「出でて永興の令に補せられ、幹理を以て著称せらる」(同卷八十三王雅伝)、「在位(司徒)五年にして簡亮持重たり、号して任職と為す」(同卷四十四李胤伝)、「職に在ること六年、号して詳平と為す」(同卷四十六劉頌伝)「黄部選部郎を歴位し、

号して清平と為す」(『三國志』卷十一袁渙伝注引『袁氏世紀』)

これらは、評した主体は不明ではあるが、少くとも同時代の人間がそれぞれの官僚の勤務態度に対して与えた評語であることは確かであろう。誰が評したのか。あくまで可能性の域を出ないが、一つは吏部の高官の評、すなわち状であったと推察されうる。もう一つは、「西京を鎮撫し、西京其の威信を称す」(『三國志』卷十二徐奕伝) という史料が示す様に、任地におけるその地方の人々の評判であるとも考えられる。

ただ、いずれにせよ重要なことは、先述した様に、状における評語も、任地の地方における評判も、考課、黜陟、薦例といった官僚の人事と密切な関わりがあることである。とすれば、こうした評語は公文書の中に記され、粗略には扱われなかったはずである。従って、これらの評語は正史の編纂者が自らの言葉で表現したという可能性を残しながらも、人事問題から残された同時代人の評語に基づいて編纂者が書き記したとの推定も捨て切れない。更に、これらの評語は別表の様に『三國志』及び裴注に引く諸書、『晋書』を通じて現れており、決して一つの正史特有の言葉ではない。従って、評語がそれ自体、状で用いられた言葉でなくとも、その

評語によって官僚のあり方を類型化し、その検討を通じて魏晋の地方政治の状況を考察するのも無意味ではなからう。

二 評語の体系

そもそも評語にはいったいどの様な言葉が用いられているのであろうか。『三國志』及び裴松之注、『晋書』の中から、官僚に対する評語と思われるものを、管見の及ぶ限りで拾い出し表(別表)にしてみた。そこには多種多様な評語が見出される。まず繁を厭わず具体的に列挙しておきたい。

清簡、清平、清和、清徳、清峻、清能、清恪、清省、清約、清慎、清尚、清浄、清潔、清肅、清整、清顯、清真、清貞、政清、簡惠、政簡、簡亮、簡默、簡約、平簡、平惠、政平、廉平、公平、平反、詳平、平理、和簡、和平、撫和、寛和、寛惠、寛郵、寛厚、寛仁、惠政、惠理、惠化、徳惠、徳政、徳化、恩徳、恩信、恩威、恩化、恩沢、威惠、威徳、威恩、威信、威峻、威化、威刑、威風、峻能、政峻、峻正、峻肅、峻猛、政能、能名、治能、能吏、挙(存)大体、綱紀、勤恪、明断、折中、幹理。

以上の様々な評語も、この様に列べてみると、「清」、「簡」、「平」、「和」、「寛」、「惠」、「徳」、「恩」、「信」、「威」、「峻」、「能」といった特定の語が繰り返し用いられていることに気付

かされる。しかも、それらは互いに組み合わされて、大半の評語を構成する。だが、すべての語が相互に結びつくわけではない。たとえば、「簡」や「平」は、「清」、「和」、「恵」とは結びつくが、他の語とは結びつかない。又、「威」は「恵」、「徳」、「恩」、「信」、「敬」と結びついても、他の語とは結びつかない。一見、不規則に見える評語の構成のされ方にも何らかの規則性が存在しそうである。

そこで、先に挙げた使用頻度の高い十二の語から構成される評語を語相互の親和性の強弱を考えながら順番に列べてみると、「清簡」、「平簡」、「和平」、「寛和」、「寛恵」、「徳恵」、「恩徳」、「恩信」、「威敬」、「敬能」と、一字送りで連鎖状に並べうる。この、「清」、「簡」、「平」、「和」、「寛」、「恵」、「徳」、「恩」、「信」、「威」、「敬」、「能」の語の並び方には何か隠されているのではないか。そこで、この語順をもとに、評語を表にしてみた。(表1)

表を一見して気付くことは、「恵」と「威」を境に親和性によってこれらの語をグループ分けできることである。すなわち、「簡」、「平」、「和」、「寛」のグループ、「徳」、「恩」、「信」のグループ、「敬」、「能」のグループである。これらの語は同じグループ内の語同士結びついて評語を形成するが、

表 1

	清	簡	平	和	寛	恵	徳・恩	信	威	敬	能	政	他
清	清簡	清平	清和				清徳			清敬	清能	政清	清恪 清頓 清約 清貞 清静 清尚 清淨 清潔 清康 清整
簡	○	簡簡	○	○		簡恵						政簡	簡亮 簡然 簡約
平	○	○	平簡	○		平恵						政平	廉平 公平 平反 詳平 平理
和	○	○	和簡	和平	○								撫和 人和
寛				寛和	寛恵								寛郵 寛厚 寛仁
恵		○	○		○	○			○			恵政	恵理 恵化
徳	○					徳恵	恩徳		○			徳政	徳化 恩化
恩						徳恵	恩恵	恩信	○				恩化 恩沢
信							○	恩信	○				恩沢
威						威恵	威徳	威恩	威信	○			威名 威化 威刑 威風
敬									○	敬敬			
能	○									○	敬能		政敬 政能
能	○									○	敬能		敬正 敬職 敬猛 能名 治能 能吏
他	準(存)大体 綱紀 勳格 明断 折中 幹理												

○印は語順が逆の評語が存在することを示す。

他のグループの語とは決して結びつかない。このグループの枠を越えて評語を構成する語が「清」、「恵」、「威」である。

しかし、「清」は「恩」、「信」、「威」とは結びつかず、「威」も「清」、「簡」、「和」、「寛」とは結びつかない。こうしてみると、「恵」、「威」を境に、その前後で何らかのちがいが存在する様に思われる。

いったいどの様なちがいか、それぞれのグループの語がどの様に使われているのかについて、グループごとの共通点をまず探っておきたい。

最初に、「清」を含めた「簡」、「平」、「和」、「寛」のグループについてみたい。

矢野氏が任官以前の性行才徳に関して書かれたと思われる状を復原したことを先述した。こうした状に使われている評語を、矢野氏作成の「状復原表」より拾ってみると、「清」、「簡」を用いた評語が非常に多い。

清……………清簡、清和、清約、清貞、清純、清靖、清静、清貴、清秀、清明、清虚、清当、清举、清素、清操、清淡、清節。
簡……………清簡、簡静、簡素、簡曠、簡正、簡淡、簡貴、通簡。

又、「平」や「和」も目につく。

平……………平速、平和。
和……………清和、和愛、平和、和純。

矢野氏の引用にはないが、この種の状に当るものを史書の

中から拾ってみると、「(馬)忠、人と為り寛済にして度量有り」(『三国志』卷四十三馬忠伝)、「寛厚にして父風有り」(『晋書』卷三十七司馬望伝)、「性寛和を先にす」(同卷七十甘卓伝)等、「寛」という語もよく使われている。

つまり、「清」、「簡」、「和」、「平」、「寛」の五字は、当時の貴族達の任官以前における性行才徳を表現する語としてもよく用いられていることが知られる。換言すれば、これらの語は、貴族個人の具うべき人格性をも表現するものである。

では、「恵」を含めて、「徳」、「恩」、「信」のグループはどうであろうか。

中国の初期の正史である『史記』、『漢書』、『後漢書』には徳治によって政績をあげた地方官を集めた循吏伝という列伝がある。『後漢書』の循吏伝(列伝六十六)の序は次の様子にう。

……章(帝)・和(帝)より以後、其の善績有る者、往々として絶えず。魯恭、吳祐、劉寛及び潁川の四長の如きは、並に仁信篤誠を以て、人をして欺かしめず。……又、王渙、任峻の洛陽の令為るや、姦伏を明発せば、吏端しく禁止む。然らば、徳に導き礼に斉うるに未だ充たらざる所有るも亦一時の良能なり。……

『晋書』には循吏伝はないが、それに相当するものとして

良吏伝がある。その序（巻九十）では、歴代の循吏と呼ばれた地方官を回顧して、次の様に述べる。

漢の宣帝言う有り。百姓の其の田里を安んじ、歎息愁恨の心無き所以は、政平らかにして訟理まればなり。我と此れを共にする者は、其れ唯だ良二千石かと。此れ則ち、長吏の官は実に撫導の本為るなり。是を以て東里（子産）の郷に相たる、西門（豹）の郷に宰たる、潁川の黃覇、蜀郡の文翁、或るは吏敢えて欺かず、或るは人其の恵を懷う。或るは教を齊魯に移し、或るは政寛和に務む。斯れ並に悼史其の徽音を播め、良能以て準的となす。

この様に、『後漢書』、『晋書』では、漢及び先秦の循吏の政治を、「寛和」、「恵」、「仁信篤誠」、「導德齊礼」といった言葉で総括している。又、循吏として『漢書』（巻八十九）に載る朱邑は、「廉平にして苛しからず、愛利を以て行と為して」、「耆老孤寡を存問し、之を遇するに恩」があったという。

つまり、「恵」、「徳」、「恩」、「信」は、「寛」、「和」も加えて、六朝以前の循吏の典型的な政治姿勢を表現する語としてよく使用されていたことが知られよう。

これに対し、残りの「威」、「嚴」、「能」はどうか。『史記』循吏伝（列伝五十九）の序で司馬遷は以下の様にいう。

法令は民を導く所以にして、刑罰は姦を禁する所以なり。文武

備わらざれば、良民懼る。然れども身修まれば、官未だ曾て乱れざるなり。職を奉じ理に循うも、亦た以て治を為すべし。何ぞ必ずしも威嚴のみならんや。

つまり、司馬遷は、身を修め徳によって民を治める限り、国が乱れたためしがない。どうして「威嚴」のみを基本とする必要があるのかと述べ、所謂循吏的あり方と対照的な官僚のあり方を、「威嚴」という言葉で表現する。

又、前漢の酷吏として有名な尹賞は死に臨み、子供達に、軟弱無能の吏として免職になるよりは、無法な豪族を弾圧して罪に陥しいれられる方がまだましだと遺言した。子供達はその遺言を守り、「皆威嚴を尚び、治辦の名」があったという。そして、先述の『後漢書』循吏伝の序で、「徳に導き礼に齊う」という点で、「未だ充たらざる所有り」といわれた王渙、任峻の政治を比較して、本伝では「（任峻）威風は（王）渙より猛し」と述べている。

この様に、「威」、「嚴」は、徳によって民を治める循吏的あり方に対して、法律、刑罰を厳正に運用し、容赦なく不法行為を摘発してゆくという、どちらかといえば酷吏的なあり方を示す言葉として使われている。

「能」は、「良能」、「能吏」、「政能」という使われ方をする

様に、行政の実務能力にすぐれ、治績を上げた官僚に対して用いられている語である。だが、江村治樹氏によれば、西漢武帝期以後、特に法律の運用を通じて治績を上げた者に対し、「能」がよく使われるという。そして、武帝期の酷吏は、法治に公平を期したことで「能」と評価され、後の宣帝期には、酷吏の嚴酷さのみが「能」と評価される傾向さえあったと指摘されている。とすれば、「能」も「威」、「嚴」と同じく、法律、刑罰と深く関わり、酷吏的あり方の延長線上で解釈される語と考えられよう。

以上、語の相互の親和性によって分けられた評語を構成する語のグループが単に親和性の問題のみでなく、その語の具有するニュアンスの面においても、それぞれのグループの語が共通性を持っていることを指摘した。すなわち、「清」、「簡」、「平」、「寛」のグループが貴族個人の人格性を表わす時によく用いられる語であること、「惠」、「徳」、「恩」、「信」のグループと「寛」、「和」が六朝以前の循吏の典型的な政治姿勢を示す際に使われた語であること、「威」、「嚴」、「能」のグループがその反対に、法律、刑罰の運用のされ方、結果について表わし、酷吏的あり方と関係が深いことをそれぞれ述べた。

評語はこの三つのグループに属する語の組合せにより大半がつくられる。多くはグループ内の語同士の場合という形をとるが、「清」、「惠」、「威」のみが他のグループの語とも結びつく。

こうして形成された評語はそれぞれの様な意味をもち、どの様な官僚像を浮き彫りにするのであるうか。評語を構成する語のグループの境界線上に位置し、重要なポイントとなると思われる「清」、「惠」、「威」、及び使用頻度の高い「簡」を中心にすえて、次章以下考察を加えたい。

三 「清」と「簡」

まず、貴族個人の人格性をも表わす語のグループの代表である「清」と「簡」についてみたい。そもそも、これらの語は具体的にはどの様な官僚のあり方、政治のあり方を評しているのであろうか。

「官に在りて清約」と評された褚裒は、州の長官でありながらも樵は私僮にとらせているし、「郡（太守の職）に在りて清儉」といわれた呉隱之は、妻自ら薪を背負って働いた。この様に、「清」は官僚となっても公私混同せず、個人の私生

活のために公の資材、人材を使わなかったことを評す。そして、私生活においても、「躬ら清儉を履み産業を治めず」という生活を送っており、「身を清くして公に奉¹⁴じた呂岱の妻子などは、そのため飢えに苦しむほどであった。」¹⁴「清」はこうした官僚の私生活における質素儉約をも表わし、魏の明帝は、ポロポロの服を着た吏部郎の許允を見て「清吏なり」と言った¹⁵という。又、「所在清なること冰雪の如し¹⁶」、「清簡にして欲なし¹⁷」という評語も官僚の清廉潔白な態度を示したものである。

この様に、「清」は官僚として清廉潔白で公私混同せず、私生活においても質素、儉約な態度を表現している。渡辺信一郎氏は、こうした「清」で表わされる官僚の態度を、「食禄の家、下民と利を争¹⁸」わず、余分な禄賜は同族へ散施するなどの、官僚に求められた生活倫理と結びつけ、「清」を四民分業の国家編成の中で、精神労働——支配を担当する官僚士大夫個々の理念と位置付ける。しかしながら、「清」は、官僚個人の生活態度のみならず、政治のあり方それ自体を指す語としても用いられる。

鄧攸は「郡¹⁹（邑）に在りて刑政清明、百姓歡悦す」といい、長安令となった倉慈は「清約にして方有り、吏民畏れて之を

愛²⁰」したという。つまり、法律、刑罰の運用、或いは政治のあり方それ自体がすっきりしていて、要を得ていることが「清」で表現されている。これは人事においても見られる。

黄門選部郎の袁侃は「号して清平と為²¹」された。劉毅はこの「清平」こそ政治の要であると述べ、「名状才に当るを以て清と為し、品輩実を得るを以て平と為す」と定義する²²。すなわち、「清平」は人事において、評判と実際の才能がびつたり一致し、当を得ていることを指す。

以上の様に「清」は人事、法律、刑罰等の運用から政治全体がすっきりとしていて当を得ていることも示す。そして、このすっきりしているということは、こみいって繁雑でないということに通じる。

「所在清約にして煩ならず」という楊戯²³、「政清浄を尚び細察を為さず」という王承²⁴の政治では、まさに、細かい所にとらわれず繁雑でない、という所が「清」と称される所以となる。そして、法令が繁雑でないことも「法令清簡たり」と記される²⁵。

この様な、政治がすっきりしていて繁雑でないことを具体的に表現する言葉としては「清」の他に「簡」がある。

「簡」は、「事に莅²⁶みて簡約²⁷」、「簡恵を以て称せらる²⁷」とい

う様に、「簡約」、「簡惠」、「平簡」等々の評語にも使われるが、特に「清」との関係が深い。「政を為すに簡にして煩ならず、号して清能と為す」。つまり、「簡にして煩なら」ざることが、とりもなおさず「清」という評価の基準となっている。政治が簡潔ですっきりしているという意味で、「清」と「簡」は共通点をもつ。従って、連称して「清簡」という評語も成立する。この「清簡」という評語は西晋以降頻繁にあらわれる。この評語は、一方で、「清簡にして欲なし」という様に、官僚個人の「清廉」で「簡素」な態度を指すが、「法令清簡たり」、「政を為すこと清簡」という様に政治のあり方そのものを表現することも多い。

では、「清簡」に代表される簡潔ですっきりとした政治というものは、当時の社会にあってどの様な意味を持っていたのであろうか。

そもそも、繁雑でないというのは何が繁雑でないのであるうか。晋の武帝から、民政安定の方策を下問された阮种は次の様に答える。

方今百姓凋弊し、公私備無し。誠に役を休め人を静め、甯を勧め分に務むるに在らば、此れ其の救いなり。人の思うる所は、役煩わしく網密にして信道未だ孚ならずるなり。役煩ならば、則ち

百姓業を失ない、網密ならば、則ち下其の誠に背き、信道未だ孚ならざれば、則ち人固志なし。此れ則ち損益の至務、安危の大端なり。……〔晋書〕卷五十二阮种伝

ここで、「煩・密」とされるのは、「役(徭役)・網(法律・刑罰)」である。そして、徭役を省くことにより、人民が各自の生業にはげめるようにし、法律、刑罰をゆるめ人民の「誠」の心を引き出し民生の安定を計ることを主張している。

又、会稽郡主簿の虞預は太守の庾琛に対して、地方政治の問題点を挙げていう。

軍寇以来、賦役繁数たり。兼て年荒に値い、百姓業を失なり。是れ繇(役)を軽くし、斂を薄くし、刑を寛め、役を省くの時なり。自頃長吏輕しく多く去来し、故きを送り新しきを迎うもの、道路に交錯す。迎えを受くる者は惟だ船馬の多からざるを恐れ、送らるる者は惟だ吏卒の常に少きを恨む。奢を窮め、費を竭すは之を忠と謂い、煩を省き簡に従うは呼びて薄俗と為す。転た相い放效して流れて反らず。常防有りとも雖も、肯えて遵修するなし。……〔晋書〕卷八十二虞預伝

ここでは、社会の混乱を救うため、徭役を軽減し、刑罰をゆるめると共に、役人の送迎の費用を切りつめることが提案され、そのことが「煩を省き簡に従う」と表現されている。

そして、「清」、「簡」の評を得た地方官の政治を実際に見

ると、「清簡」と称された謝尚は、自分のために作られたとばかりを壊して、軍士の襦袴にし、「簡約」といわれた桓嗣は、公邸を作るに際して、ひさしを板から茅に代えさせて、その板を船を管理する役所にまわしたという。³⁸ また、「簡惠」と評された甘卓は市の税や魚池の税を取り除いている。³⁹

以上の様に、「清」、「簡」で表現される政治、換言すれば繁雑でなくすっきりした政治というのは、具体的には税役を軽減し、法律、刑罰をゆるめ、官府の出費を切りつめるという形をとる。そして、それは結果として、基層社会への余分な負担を取り除き、法的束縛を解き、基層社会の各構成員がそれぞれ生業に自由にはげむという状況を将来する。清廉で質素な生活を送るといふ「清」で表わされた官僚個人のあり方も、基層社会に対して余分な負担をかけないという意味で、「清」、「簡」で表わされた如上の政治のあり方と一脈相通じるものがある。⁴⁰ すなわち、「清」「簡」的あり方は、基層社会への負担を軽くし、その自由な生産活動を見守るといふ方向へ収斂される。

これを更に一步すすめるとどうなるか。西晋の劉頌は地方政治に対し、様々な献策を行なったが、その中で「凡そ政は静ならんと欲す。静は役を息むるに在り。役を息むるは為す

無きに在り」と述べている。⁴¹ つまり、「清」、「簡」で表現される政治は窮極的には「無為」に行きつく。事実、王述は会稽郡の長官（内史）であったが「政に莅みて清肅、終日事無し」といわれ、臨海太守の郗愔は「郡に在りて優游し、頗る簡默を称」されたという。⁴² しかし、それはただ何もしないと記される吉茂の様に、個人のもつ人格性がその背後にうかがえる。

この人格性とは何か。吉茂は官を去っても「清名」があったという。⁴³ 彼は人格的にも「清」という要素をもっている。前章で、「清」、「簡」は官僚の政治のあり方を示す評語であると同時に、任官以前の性行才徳について書かれた状において、貴族個人の有すべき人格を表わす語として頻繁に用いられていることを述べた。「清」という語で表わされる人格性とはどの様なものか。

上田早苗氏は「清」の字義をまず「高」であり「潔」であること、つまり世俗より超越して閑静な生活を送ることと理解する。従って、「清」なる生活とは、あくせくと「産業を経営」したりはせず、余財は惜むことなく一族や郷里の孤寡に分配し、質素儉約につとめるあり方である。又、「清」は

塵埃や障害を除去することであり、障害がなく滞るものないスカットした状態を表わすと解釈する。それ故、政治では障害となる盗賊、反乱の一味を掃討すること、会話、文章、議論が簡要で無駄がなく滞ることのないこと、学問的には特定分野にこだわることなく、あらゆる分野に博通していること、特定の人物や党派を偏愛することなく広く交際していること、これらがすべて「清」で表現される。すなわち、滞るところがなく、スカットして、人を「清々しい」気分⁽⁴¹⁾にさせるのが「清」であると述べる。

換言すれば、「清」とは、物にこだわることなく、簡素、簡潔ですっきりした生活、挙動、人間性を表わしていると言えよう。これは、ここまで述べてきた「清」、「簡」で表現される政治、具体的には、法律、刑罰をいじくりまわしたり、税役の運用を頻繁にするなど小手先を弄することなく、要点のみを衝いたすっきりした政治、官府の出費を抑えた簡素な政治と相通じる。要するに、「清」「簡」である政治と、「清」「簡」という貴族の理想とする人格性は、滞るものがなく簡潔ですっきりしているという「清」「簡」の理念の下で統一されているといえよう。

事実、先の吉茂ばかりでなく、「政を為すこと清簡」とい

われた衛瓘は「明識清允を以て称」せられ、「政清浄を尚び細察を為」さなかつた王承は「清虚にして欲寡し」といわれ、「政に莅んで清肅、終日事無し」という王述は「清貞簡貴」と評され⁽⁴⁴⁾、「郡に在りて刑政清明」であつた鄧攸も「清和平簡」といわれて⁽⁴⁵⁾いる。この様に、「清」「簡」である政治は多くの場合、「清」「簡」という貴族の理想とすべき人格性を帯びた官僚によってなされて⁽⁴⁶⁾いる。

すなわち、「清簡」に代表される評語は、貴族の理想とする人格性を背景とし、貴族の色彩の極めて濃厚な政治を行なう官僚のあり方を評したと思われる。そして、それは、繁雑でなくすっきりとした政治を旨とし、税役を軽減し、法律、刑罰をゆるめ、官府の余分な出費を抑え、基層社会への負担をかけず、その構成員各自が自由に生業にはげむことのできる政治として具現化されるものであつたと要約されよう。

四 「威」と「恵」

前章では、「清」、「簡」についてみてきた。評語の中で「清」、「簡」と並んでよく用いられるのが「威」、「恵」である。二章で、「威」が酷吏的な、「恵」が循吏的な色合いを持

った語であることを述べた。本章では、評語に即して具体的な考察を加えたい。

まず、「威」がどの様な部署の官僚に対する評語であるかをみると、辺境、国境、反乱の起った地方を統治する、州刺史、郡太守が大部分を占めることに気付く⁽⁴⁷⁾。これに対応して、異民族（夷民を懐柔するに甚だ威恵有り⁽⁴⁸⁾、「威恩殊俗に著し⁽⁴⁹⁾」、敵国（威恵有りて名敵国に震う⁽⁵⁰⁾）、反乱民や豪強（甚だ威恵有りて寇盜迹を屏す⁽⁵¹⁾）が「威」の及ぶ対象となる。又、下僚（歴る所、簡にして恩有り、明らかにして能く断じ、然うして威を以て下を御す⁽⁵²⁾）や軍隊（部伍に威恩あり⁽⁵³⁾）もそれに含まれる。

そして、その統治方法をみると、「威名」のあった蘇則は、「明らかに禁令を為し、干犯する者有らば輒ち戮し、其の教に従う者は必ず賞⁽⁵⁴⁾」めている。後漢末に反乱を鎮圧し「甚だ威恵」のあった呂度は「姦を禽にし暴を討ち、百姓安きを獲るに、躬ら矢石を踏み、征する所は輒ち克⁽⁵⁵⁾」ったという。この様に「威」は法律、刑罰を厳格に適用し、反乱者を武力で押えつけるなど、力によって秩序破壊者を抑圧する。その上で、流民、異民族、貧民等を「招懷⁽⁵⁶⁾」し、「荒弊を緩懷⁽⁵⁷⁾」し、反乱直後の地を「鎮撫⁽⁵⁸⁾」する⁽⁵⁹⁾という政治のあり方を指す。

ところで、「威」を用いた評語は、県知事クラス（令・長）

には見当たらない。又、中央官でも、文官には見られず、武官（大司馬、歩兵校尉）に見られる⁽⁶⁰⁾。これは何を意味するのか。

州刺史、郡太守と県令（長）を比較するに、前者は都督、將軍号を帯びて軍を率いることがよくあるが、後者の場合は稀である⁽⁶¹⁾。これらの事実からするに、「威」で示される力の政治は、何か武力的なものを背景としていたと推察されよう。

すなわち、「威」は軍事力等の力を背景として、異民族、外敵を抑え、秩序を乱す反乱者、豪強を弾圧し、下僚、麾下の軍隊の規律を正し、基層社会の安定を確保した官僚に与えられた評語といえるであろう。

しかし、「威」のみを徹底した酷吏的な政治姿勢は、当時においてあまり歓迎されなかった様である。「威名甚だ盛⁽⁶²⁾」んで、「嚴刻を以て功を立⁽⁶³⁾」てた荀晞は治下の人々から「屠伯⁽⁶⁴⁾」と渾名され、「政を為すこと嚴猛⁽⁶⁵⁾」であった山遐も詔勅により訓戒されている⁽⁶⁶⁾。事実、「威」が単独で評語となることは少なく、多くは、「威恵」、「威徳」、「威恩」、「威信」という様に、「恵」、「徳」、「恩」、「信」といった漢代の循吏の典型的あり方を示す語と連称されて使われる。

では、「恵」に代表される政治のあり方とはどの様なものか。具体的にみてゆきたい。

「所在恵化有り」といわれた盧毓は、徙民に際して自ら移住に適した土地を調査、選定した。⁶⁴又、「平恵」を歌われた劉頌は、春秋時代に作られた水利施設、芍陂を改修し、農業生産を向上させ、豪族も貧民も力を合せて生産に励み、各々の働きに応じて収入が得られる様に取り計らっている。⁶⁵この様に、まず、水利施設の改修、建設、農地の開墾、農業生産活動の奨励等が「恵」で評されている。又「郵むに感恩を以てした蘇則は、異民族より得た牛羊で治下の老人、貧民を養い、民と食糧を分かち合い、異民族、流民を緩撫し、「徳政」があった王蘊は、飢饉に当り中央に報告することなく独断で食糧倉庫を開いて飢民を救済した。⁶⁷こうした飢饉、貧民の救済行為も「恵」、「徳」、「恩」で示される。その他、范汪の様に、学校を興したことも「恵政」として表わされる。⁶⁸

族、反乱者、豪強を武力等の力で抑え、混乱した秩序をたて直すために農業を振興し、窮民を救済し、教化をすすめてゆく政治のあり方が目立ってくる。換言すれば、「威恵」に代表される官僚のあり方の基本は、中国の伝統の農本主義と儒教的な徳化主義という漢代の循吏に典型的な政治にある。しかし、これをばばむ勢力に対しては、武力、法律、刑罰の厳しい運用により、容赦なく弾圧してゆくという酷吏的側面も持つ。こうした、循吏的あり方を酷吏的なあり方でもって補った所に「威恵」に代表される官僚のあり方が成り立っているといえよう。⁶⁹

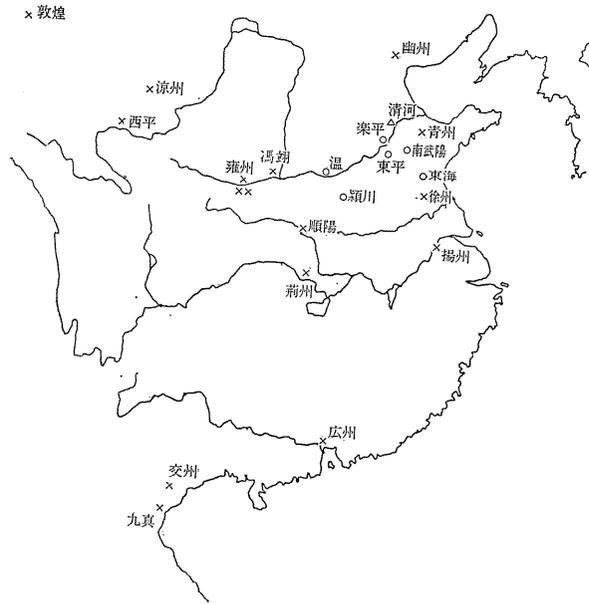
だが、魏晋の官僚の場合は、これに「威」というあり方が加わり、「威恵」、「威徳」、「威恩」、「威信」という評語で評されることが多い。すなわち、秩序を破壊する外敵、異民

以上の様に、「恵」を代表に、「徳」、「恩」、「信」で表現される政治の内容は、農業の振興、貧民、流民等の救済、民衆の教化等である。この様な官僚のあり方は、漢代の循吏においてすでに顕著に見られる。

五 「清簡」と「威恵」

前二章で、「清簡」と「威恵」に代表される官僚のあり方

II 西晉時代



III 東晉時代



この三つの図を見比べると、次の点に気付く。三国時代には威恵的あり方がほぼ全土に見られるのに対し、清簡的あり方はごく一部を除いてほとんど見当らない。しかし、西晋に至ると、黄河中下流域を中心に華北平原一帯に清簡的あり方がかたまつて広がり、この地方では威恵的あり方はほとんどあられなくなる。これに対し、江南では東晋に至るまで清簡的あり方は見当らない。東晋になると、江南にも清簡的あり方が広くあられわってくる反面、威恵的あり方はかなり減ってくる。

このことは何を意味するのであろうか。そもそも、地方政治は官僚一個人の恣意によって行ないうるものではない。漢代からすでに見られたことであるが、よい地方官に対しては治下の人々が彼を称え、歌に歌い、石碑を建て、祠に祭つたりする⁽¹⁰⁾。逆に意にそぐわない地方官に対しては、渾名をつけ風刺したり、排撃運動を起したりする⁽¹¹⁾。地方政治にはこうした地方官と基層社会の構成員との相互関係があり、評語もこの相互関係の中から生じたと考えられよう。

この点を念頭において見直すと、西晋時代に清簡的あり方が広がった地域は、貴族制を生み出す母胎となった郷論が早期に起った地域である⁽¹²⁾。そして、東晋に至り清簡的あり方が

江南にも見られはじめるとは、華北で生じた貴族制が東晋の成立と共にその中心を江南に移したことと奇しくも一致する⁽¹³⁾。この様に、清簡的あり方の広がり、貴族制社会の広がりと一致する。これは清簡的あり方が貴族的色彩を濃厚に帯びていたことと深い関係がある。すなわち、清簡的あり方の広がりの中に、貴族制を受け入れる土壌をもった地域の広がりを見ることが可能なのではないか。ただし、蜀において早くから清簡的あり方が見られるのは、劉備が先進地の文化人を官僚として引きつれて蜀に進駐し、政権を樹立したのと何らかの関係があろう⁽¹⁴⁾。

その逆に、威恵的あり方は清簡的あり方によって次第に辺境へと押しやられてゆく。その上、東晋に入ると、評語の上でも「威恵」に代って「簡恵」という評語が目立ってくる。後漢末の混乱の余燼がくすぶり、三国が分立抗争を繰り返す、異民族の侵入がうちつづく三国時代に於いて、基層社会は極めて不安定な状況に置かれていたに相違ない。その中で、力でもって基層社会の秩序を正し、生産活動に積極的に介入してゆく威恵的あり方は、基層社会の要求になかった有効な官僚のあり方であつたであろう。西晋に至り全国統一が行なわれると、威恵的あり方は新たに平定された四川、江南

及び異民族の侵入が激しい北部、西部に見られる。これも混乱した地域の基層社会にとって、清簡的あり方より、威恵的あり方が有効であったことを示していると考えられよう。そして、東晋に至り威恵的あり方が減少してくるのは、江南においても力による政治よりも貴族的な政治を基層社会が望んでいたことを示しているのではあるまいか。

すなわち、清簡的あり方が威恵的あり方を駆逐してゆくこの展開過程の中に、新たに現われた貴族の官僚が、漢代の循吏、酷吏の伝統を引く官僚に取って代ってゆく過程を、又、基層社会レヴェルでの貴族制理念の定着過程を見出しうるのではなかろうか。

結 語

以上本稿では魏晋時代における官僚に対する評語に分析を加えてみた。

評語は、貴族の有すべき理想の人格性をも表現する「清」「簡」「平」「和」「寛」、魏晋以前において、循吏の典型的な政治姿勢を表現する語としても用いられていた、「恵」「徳」「恩」「信」、酷吏的政治と関係が深いと思われる

「威」「嚴」「能」、この三つのグループの言葉の組み合わせによって作られている。

こうして作られた評語の中で、「清簡」と「威恵」は、魏晋官僚の対照的な二つのあり方を示す言葉である。「清簡」的あり方が簡潔ですっきりとした政治を旨とし、税役の軽減、支出の削減、法律、刑罰のゆるやかな適用を通じて、基層社会への負担を減らし、構成員各自が自由に生産活動に赴きうる様にするのに対し、「威恵」的あり方はアメとムチで民を治めることを旨とし、基層社会の混乱を招く、外敵、異民族、反乱者、豪強等を通じて、基層社会の生産活動に積極的に介入してゆく。又、前者が、貴族の有すべき理想の人格性を背景とし、貴族的色彩を帯びるのに対し、後者は軍事的才能、行政的能力を背景とし、漢代の循吏、酷吏にその原型を見出しうる。

地域的、時代的にみると、三国時代一部を除いてほとんど見られない「清簡」的あり方が、西晋以降華北平原にまともって見られ、「威恵」的あり方を次第に周辺へと駆逐してゆく。そして、東晋に至り、「清簡」的あり方は江南にも広がってゆく。これは貴族制社会の広がり軌を一にする。換言

すれば、「清簡」的あり方が、「威恵」的あり方を駆逐してゆく展開過程に、新たに現われた貴族的官僚が、漢代の循吏、酷吏の伝統を引く官僚にとって代ってゆく過程を見出しうるのではあるまいか。

これらの評語は単に官僚個人の政治的方便を表現したにすぎないのであろうか。この評語を得た官僚の大多数は地方官である。地方官とはそもそもいかなる存在なのであろうか。

東晋の末、国家の兵役強化に対して数十万の民衆が大規模な反乱を起した。⁽⁷⁵⁾その際、彼等はまず地方の高官を血祭にあげ、諸県の知事をシオカラにし、その家族に食わして、食わぬ者は八つ裂きにしたという。⁽⁷⁶⁾この反乱の原因は中央政界の高官の恣意的な政治にある。しかしながら、民衆の怒りの矛先は直ちに地方官へ、しかも鋭く向けられる。おそらく、民衆にとっては地方官こそ最も身近に感じた国家に外ならなかったのではなかろうか。⁽⁷⁷⁾

地方官は、まず第一に国家の官僚である。この地方官を手足のように使う国家も、基層社会の支えなしには成り立ち得ない。古来、国家は基層社会を一方的に支配するのみでなく、基層社会の抱える問題を解決し、基層社会に国家に対するあらゆる種の期待感を抱かしめ、基層社会の支持を獲得してきたの

ではあるまいか。さすればこそ、基層社会の民衆も重い税役に耐え忍んだのであろう。このような国家の活動の先頭に立っていたのが地方官であった。従って、地方官には、国家の運営をめぐる基層社会の期待と批判が集中する。先の民衆反乱の例はこうした期待が失望、憎みへと変った時の出来事であり、評語は批判と期待が簡潔な言葉となって顕在化したものといえよう。

評語の世界はこうした基層社会と国家、或いは国家を担う官僚との相互関係の上に成り立っている。とすれば、清簡的あり方が威恵的あり方を駆逐する過程は、貴族制を支える地域社会の広がりであり、基層社会レヴェルでの貴族制の母胎となるべき理念の定着過程であるともいえるのではないか。そして、評語の分析を通じて、国家、官僚としての貴族のあり方等、様々な点について基層社会の側から再検討しうるであらう。本稿はその第一歩にすぎず、残された課題は多い。

第一点は、制度上の位置付け。すなわち、評語が考課、黜陟、薦例の中でどの様に機能したかが問題となる。第二点は、清簡的あり方、威恵的あり方を支えた基層社会の実態である。つまり、清簡的あり方を支えた基層社会は、威恵的あ

り方の場合に比べ、国家の生産活動への介入を必要としないより自立的な社会であろう。とすれば、貴族制を支えうる地域の広がり、こうした自立的地域の広がりとも言えるのではないか。それは、三国から晋にかけての基層社会における再生産構造の問題とも関わっていると思われる。これらは本稿で全く言及しえなかった重要な点である。今後の課題として残したい。

註

- (1) 拙稿「中国史における貴族制研究に関する覚書」(『名古屋大学東洋史研究報告』七、一九八二)
- (2) 九品中正制度における、郷品と官品の関係については、宮崎市定氏によって詳細な研究がなされている(『九品官人法の研究』、東洋史研究会刊、一九五〇)。又、郷論と九品中正制度、貴族制成立の関連については川勝義雄氏・堀敏一氏の研究が重要な示唆を与えてくれる。(川勝、「貴族制社会と孫呉政権下の江南」、『中国中世史研究』、東海大学出版会、一九七〇所収、堀、「九品中正制度の成立をめぐって」、『東洋文化研究所紀要』四五、一九六八、等参照)
- (3) 「虞表論治道曰、今之所以為黜陟者、近頗以州郡之毀譽、聽往来之浮言耳、亦皆得其事表而課其能否也……」(『三国志』卷二十一劉虞伝注引『劉虞別伝』)
- (4) 「受詔為黜陟之課、其略曰、……己丑詔書、以考課難成、聽

- 通薦例、薦例之理、即亦取於風声、六年頓薦、黜陟無漸、又非古者三者之意也……」(『晋書』卷三十四杜預伝)。なお、この二人の上表については、前掲拙稿においても論及した。
- (5) 状については、矢野主税氏の「状の研究」(『史学雑誌』七六一二、一九六七)に詳しい。
- (6) 矢野、前掲稿
- (7) 同前
- (8) この循吏と後述する酷吏については、鎌田茂雄氏(『漢代の酷吏と循吏』、『史学雑誌』五九一四、一九五〇)がその実態を概観し、様々な分析を加えており、多くの示唆を与えてくれる。
- (9) 「疾病且死、戒其諸子曰、丈夫為吏、正坐殘賊免、追思其功效、則復進用矣、一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧、慎母然、賞四子皆至郡守、長子立為京兆尹、皆尚威嚴、有治辦名」(『漢書』卷九十酷吏伝)
- (10) 江村治樹、「西漢官僚における『賢』と『能』」(『名古屋大学東洋史研究報告』四、一九七六)
- (11) 別表、一二〇(別表の番号を示す。以下同じ)
- (12) 別表、一四六
- (13) 別表、一四八
- (14) 別表、一五六。その他、一〇、二八、も同様である。
- (15) 「尤、吏部郎、遷郡守、明帝疑其所用非次、召入將加罪、…帝前取事視之、乃釈遣出、望其衣敗曰、清吏也、賜之」(『三国志』卷九夏侯玄伝注引『魏氏春秋』)
- (16) 別表 一一

- (17) 別表 六七。八五も同様である。
- (18) 渡辺信一郎、「清——あるいは二—七世紀中国における一イデオロギー形態と国家——」(『京都府立大学学術紀要』人文三一、一九七九)
- (19) 別表 一一〇
- (20) 別表 四〇
- (21) 別表 二四
- (22) 『晋書』卷四十五、劉毅伝。紙幅の都合上、原文の引用は省略するが、この「清平」という状態を欠いた所に、「上品に寒門なく、下品に勢族無し」という弊害が生じたことを述べた、有名な上奏の冒頭部分である。
- (23) 別表 一四九
- (24) 別表 八四
- (25) 別表 七五
- (26) 別表 一四二
- (27) 別表 四六
- (28) 別表 一五一
- (29) 別表 六七。八五も同じ。
- (30) 別表 七五
- (31) 別表 五二、六六、七六、一二八
- (32) 「尚為政清簡、始到官、郡府以布四十匹為尚造烏布帳、尚壞之、以為軍士襦袴」(『晋書』卷七十九謝尚伝)
- (33) 「莅事簡約、修所住齋、応作版檐、嗣命以茅代之、版付船官」(『晋書』卷七十四桓嗣伝)
- (34) 「為政簡惠、善於綏撫、估稅悉除、市無二価、州境所有魚池、

先恒實稅、卓不収其利、皆給貧民、西土稱為惠政」(『晋書』卷七十甘卓伝)

- (35) 渡辺氏は「清」の理念にもとづく物(禄賜等)の授受關係を官僚の私的生活のレヴェル(宗族への禄賜の散与、私的生産の抑制等)に求めたが、この様に考えるならば、むしろそれは、官僚の政治的世界においてより強く機能する理念であったと考えるべきではないか。

- (36) 『晋書』卷四十六劉頌伝
- (37) 別表 一二九
- (38) 別表 一三一
- (39) 別表 二〇
- (40) 「茂時為白衣、始有清名於三輔」(『三国志』卷二十三常林伝注引『魏略』清介伝)
- (41) 上田早苗、「貴族的官制の成立——清官の由来とその性格」(『中国中世史研究』前出所収)
- (42) 「性貞静有名理、以明識清允称」(『晋書』卷三十六衛瓘伝)
- (43) 「清虚寡欲、無所修尚」(『晋書』卷七十五王承伝)
- (44) 「(王導)謂庾亮曰、懷祖(王述の字)清貞簡貴、不減祖父、但曠淡微不及耳」(『晋書』卷七十五王述伝)
- (45) 「清和平簡、貞正寡欲」(『晋書』卷九十鄧攸伝)
- (46) 谷川道雄氏はかつて、西魏に發布された六条詔書という地方官のあるべき姿を説いた詔書を分析し、その背後に、「静」、「謙」、「虚」、「清」、「素」、「儉」、「和」等の語で評される、宗族、郷党で培われた自らを虚しくし、公共に生きるという士大夫の生活理念が貫かれていることを指摘した。(『蘇綽の六条詔

書について、『名古屋大学文学部研究論集』史学一五、一九六七、『中国中世社会と共同体』国書刊行会刊、一九七六再録、時代は異なるが、魏晋の「清」、「簡」という理念においても、氏の指摘された側面が考えられよう。ただ、本稿では論ずる準備がまだない。

(47) 具体的に例を挙げると、辺境(別表、一五、二九、三〇、三一、五九、六〇、六三、七〇、七一、八七、一五三、一五七、一六〇)、国境(同、一四、四九、一〇四)、反乱直後(同、八、三八、八一、一一五)等がある。

(48) 別表 三〇

(49) 別表 六三

(50) 別表 一四

(51) 別表 八一

(52) 別表 一一三

(53) 別表 一五九

(54) 『三国志』卷十六蘇則伝

(55) 『三国志』卷十八呂虔伝

(56) 別表 一五等

(57) 別表 一〇五等

(58) 別表 八等

(59) 別表参照、このクラスには「威」を用いた評語がない代りに、「敵」、「能」という語で評されることが多い。この点について考察を加えるべきであるが、紙幅の関係上別の機会に譲りたい。

(60) 別表 四四、五八

(61) 敵耕望、『中国地方行政制度史』(中央研究院歴史語言研究所專刊、五、一九六三)上編卷中之上、第二章等参照。

(62) 「以敵刻立功、日加斬戮、流血成川、人不堪命、号曰屠伯」(『晋書』卷六十一荀晞伝)

(63) 「後為東陽太守、為政嚴猛、康帝詔曰、東陽頃來兇囚、每多入重、豈郡多罪人、將捶楚所求、莫能自固邪」(『晋書』卷四十三山遐伝)

(64) 「而譙土地瘠瘠、百姓窮困、毓愍之、上表徙民於梁国就沃衍、失帝意、雖聽毓所表、心猶恨之、遂左遷毓、使將徒民為淮陽典農校尉、毓心在利民、躬自臨視、拮居美田、百姓賴之」(『三国志』卷二十二盧毓伝)

(65) 「旧修芍陂、年用数万人、豪強兼併、孤貧失業、頌使大小勦力、計功受分、百姓歌其平惠」(『晋書』卷四十六、劉頌伝)

(66) 「是時喪乱之後、吏民流散飢窮、戸口損耗、則撫循之甚謹、外招懷羌胡、得其牛羊、以養貧老、与民分糧而食、旬月之間、流民皆歸、得数千家、乃明為禁令、有干犯者輒戮、其從教者必賞、親自教民耕種、其歲大豊収、由是歸附者日多」(『三国志』卷十六蘇則伝)、「則前後招懷、歸就郡者三千余落、皆郵以威恩」(同伝注引『魏名臣奏』)

(67) 「屬郡荒人飢、輒開倉贍郵、主簿執諫請先列表上待報、蘊曰、今百姓嗷然、路有餓殍、若表上須報、何以救將死之命乎、專輒之愆、罪在太守、且行仁義而敗、無所恨也、於是大振貸之、賴蘊全者十七八焉」(『晋書』卷九十三王蘊伝)

(68) 「在郡大興学校、甚有惠政」(『晋書』卷七十五范汪伝)

(69) 鎌田氏の前掲論文によれば、前漢の循吏は、儒家的官僚ある

いは儒術的法術的官吏で、配置される地方が一定していないが、後漢の循吏は、儒術的というより礼教主義的官吏であり、未開地の華化、蛮夷の懐柔のために多く辺境に配置されたという。こうした、後漢の循吏の政治を示す語に「威」が用いられている。『後漢書』の循吏伝に載る任延によって武威では「威境内に行なわれ、吏民累息」し、第五訪が護羌校尉となるや、「辺境其の威信に服」したという。又、二章で触れた同書循吏伝に載る任峻、王渙も、「威風」という政治を行なっている。すなわち、本稿で述べた様な「威恵」に代表されるあり方は、後漢の循吏にすでに見られ、特に辺境において顕著であったと思われる。

(70) 「州界清静、政化大行、時人歌之曰、海沂之康、実頼王祥、邦国不空、別駕(王祥)之功」(『晋書』卷三十三王祥伝)、「由是辺境獲安、無犬吠之警、自漢魏征鎮莫之比焉、……百姓追慕(唐)彬功德、生為立碑作頌」(『晋書』卷四十二唐彬伝)、「陸雲、到官肅然、下不能欺、市無二價……雲乃去官、百姓追思之、图画形象、配食県社」(『晋書』卷五十四陸雲伝)等、この種の史料は枚挙に暇がない。

(71) 註(62)荀晞の例を参照。なお註(63)の山遐には次の様なエピソードがある。「時江左初基、法禁寛弛、豪族多挾蔵戸口、以為私附、遐繩以峻法、到県八旬、出口万余、県人眞喜以蔵戸当棄市、遐欲繩喜諸豪強莫不切齒於遐、言於執事、以喜高節、不宜屈辱、又以遐軫造県舍、遂陷其罪」(『晋書』卷四十三山遐伝)

(72) 川勝義雄、「シナ中世貴族政治の成立について」(『史林』三三十四、一九五〇)参照。

(73) 川勝義雄氏は、江南を東晋まで貴族制社会を独自に生み出し得なかった後進地と位置付ける。(孫呉政権の崩壊から江南貴族制へ)、『東方学報』京都四四、一九七三、「貴族制社会と孫呉政権下の江南」、前出等参照)

(74) 「清能」とたえられた呂父は南陽の出身で、父と共に劉焉に従い蜀に來ている(『三国志』卷三十九呂父伝)。また、「清約不煩」と評された楊戲は犍為武陽の出身ではあるが、若くして諸葛亮に見出され、後年、季漢輔臣贊を作るなど、蜀における最高の文化人として活躍した。

(75) 所謂、孫恩・盧循の乱である。詳しくは、拙稿「晋末革命と江南社会」(『史林』六三二、一九八〇)五章等参照。

(76) 「或醜諸県令、以食其妻子、不肯者軫支解之、其虐如此」(『魏書』卷九十六司馬叡伝)

(77) こうした、地方官を国家と基層社会の接点に於いて、地方官の実態を明らかにせんとする研究は従来からあった。しかし、その主流は、豪族の地方政界進出と国家の豪族政策という観点からのものであった。越智重明、小尾孟夫、窪添慶文の諸氏によって行なわれた本籍地任用の研究はその代表的なものである。(越智、「南朝における地方官の本籍地任用について」、『愛媛大学歴史学紀要』第一輯、一九五三、小尾、「南朝における地方支配と豪族」、『東方学』四二、一九七一、窪添、『魏晉南北朝における地方官の本籍地任用について』(二)、『史学雜誌』八三一、二、一九七四等参照)。その他、佐藤佑治氏の地方政治に対する概括的研究もほぼこの立場から行なわれている。(『六朝の地方官吏について』、『一橋研究』二七、一九七四、

「北朝の地方官と豪族」、「一橋論叢」七六一一、一九七六、「魏
晋南北朝の地方行政」、「一橋論叢」七八一一、一九七七」

別表

(1) 曹操政權

a 中央

番号	人名	評語	官職(任地)	出典
1	毛玠	在官清恪。 文武群才、多所明拔、朝廷掃高、天下稱平。 為政推誠、簡存大体。 号為曉事。	尚書僕射	三・一三・一三・注
2	崔琰		魏國尚書	三・一三・一三・注
3	崔林		大鴻臚、光祿勳	三・一三・一三・注
4	桓範		丞相府吏	三・一三・一三・注

b 州

5	劉馥	恩化大行、百姓樂其政。 臨二州十余年、政惠著聞。 甚有威惠。 鎮撫西京、西京稱其威信。 思亦能吏、然苛碎無大体。 清省恪然、每之官、不將妻子、妻子貧乏。	揚・涼・雍	三・一三・一三・注
6	張既		亮	三・一三・一三・注
7	橋瑁		雍	三・一三・一三・注
8	徐奕		亮	三・一三・一三・注
9	王思		亮	三・一三・一三・注
10	裴潛			三・一三・一三・注

c 郡

11	令孤邵	所在清如冰雪。 為政崇教訓、恕思而後行、外溫柔而內能斷。 崇寬惠、与民無為。	弘農	三・一三・一三・注
12	袁渙		梁東	三・一三・一三・注
13	杜畿		河東	三・一三・一三・注

(2)

a 中央

魏(文帝・明帝・曹爽) 政權

23	22	21	20
李孚	杜襲	司馬朗	吉茂
名為嚴能。	吏民感恩、咸用命。	其治務寬惠、不行鞭杖、而民不犯禁。	居官清靜、吏民不忍欺。
解	西鄂	堂陽	臨汾
三・ 15	三・ 23	三・ 15	三・ 23
注			注

d 県

19	18	17	16	15	14
王脩	楊沛	楊阜	何夔	蘇則	文聘
忠能政績、為世美談。	並有治迹、……當得嚴能如楊沛比。	威信素著、為政拳大綱而已。	在長広有威信。	(前後招懷……皆郵以感恩。)	在江夏數十年、有感恩、名震敵國。所在有威名。
魏郡	九江・東平・樂安	武都	長広	武安	江夏
三・ 11	三・ 15	三・ 25	三・ 12	三・ 16	三・ 18
注	注			(注)	

b 州

30	29	28	27	26	25	24
陳泰	王雄	鄭渾	桓範	和洽	陳本	袁侃
懷柔夷民、甚有威惠。	及在近職、奉宣威恩、懷柔有術、清慎持法。	清素在公、妻子不免飢寒。	以清省稱。	清貧守約、至堯田宅以自給。	不親小事、不誑法律而有廷尉之稱。	号为清平。
并	西部從事	將作大匠	大司農	太常	九卿	黃門選部郎
三・ 22	三・ 24	三・ 16	三・ 9	三・ 23	三・ 22	三・ 11
	注		注			注

		b		a		(3)		d		c										
46	45	州	44	中央官	司馬氏政權(武帝以前)	43	42	41	40	縣	39	38	37	36	35	34	33	32	郡	31
魏舒	胡質	石苞	以威德服物。	中央官	司馬氏政權(武帝以前)	石崇	張輯	董尋	倉慈	何曾	呂虔	張恭	張楚	倉慈	盧毓	杜恕	孟康	田予	外胡聞其威名、相率來獻、州界寧靜、百姓懷之。	
清慎如此、於是名譽著聞。在州三年以簡惠稱。						清約有方、吏民畏而愛之。清省得人心。名有治能。有能名。				到官清已奉職……而康恩沢治能乃爾、吏民稱歌之。寬和有惠愛。所在有惠化。由是民夷翕然、稱其德惠。歷位宰守、所在以恩德為治、不好刑殺。郡人推行長史事、恩信甚著。在泰山數十年、甚有威惠。在任有威嚴之稱。										
冀	荆	大司馬				修武	温丘	貝丘	長安	河內	泰山	敦煌	敦煌	敦煌	安平·広平	弘農	弘農	并		
晉·41	晉·90	晉33				晉·33	三·15	三·3	三·16	晉·33	三·18	三·18	三·15	三·16	三·22	三·16	三·16	三·16	三·16	
							注	注					注		注	注				

(4) 西晋武帝政權

b 州					a 中央				c 郡							
63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
陶 璜	周 浚	司馬駿	膝 脩	胡 奮	司馬攸	劉 頌	賈 充	任 愷	李 重	李 胤	衛 瓘	(羊枯)	石 苞	王 基	桓 胤	王 凌
<p>所在有声績、居边特有威惠。 甚有威惠。 善撫御有威恩。 甚有威德。 在南三十年、威恩著于殊俗。</p>					<p>為政清簡、甚得朝野声誉。 在位五年、簡亮持重、稱為任職。 銓綜廉平。 以清尚見稱。 選舉公平、尽心所職、……在公勤恪、甚得朝野稱譽。 雅長法理、有平反之稱。 在職六年、号為詳平。 綏撫營部、甚有威惠。</p>						<p>清儉有威惠、名垂(文)聘。 為政清嚴、有威惠。 所在皆有威惠。 世吏二千石、至枯九世、並以清德聞。</p>				<p>布施施教、賞善罰惡、甚有綱紀、百姓稱之。</p>	
交	揚	雍	廣	徐	步兵校尉	廷尉	廷尉	吏部尚書	吏部郎	吏部郎	司徒	東萊琅邪	安豐	江夏		青
晉·57	晉·61	晉·38	晉·57	晉·57	晉·38	晉·46	晉·40	晉·45	晉·46	晉·44	晉·36	晉·34	晉·33	三·27	三·18	三·28

(5)
b 西晉中・後期政權
州

80	79	78	77	76	75	74
杜軫	孔突	崔游	阮种	李胤	阮籍	李密
<p>在臯清慎。 法令清簡。 政尚清簡。 為政簡惠、百姓稱之。 甚有惠政。 在官有惠化、及卒若喪慈親。 導以德政、風化大行。</p>						
池陽	全椒	氏池	平原	樂平	東平	温泉
晉・90	晉・78	晉・91	晉・52	晉・44	晉・49	晉・88

d 郡

73	72	71		70	69	68	67	66
盧欽	范曇	馬隆	〃	〃	吾彥	劉頌	王濬	李重
<p>歷宰州郡、不尚功名、唯以平理為務。 甚有政能、善於綏撫、百姓愛悅之。 積十余年、威信震隴右。 在鎮二十年、威恩宣著、南州寧靖。 清身率下、威惠嚴肅、衆皆畏懼。 在官嚴正、甚有政績、……百姓歌其平惠。 威恩甚著。</p>								
陽平	馮翊	西平	九真	順陽	敦煌	淮南	廣漢	平陽
晉・44	晉・90	晉・57	晉・57	晉・57	晉・46	晉・42	晉・46	晉・45

c 郡

65	64
郤詵	司馬望
<p>在任八年、威化明肅。 在任威嚴明斷、甚得四方聲譽。</p>	
雍	雍
晉・52	晉・37

(6)

西晋末(永嘉以降)~東晋初(王導輔政)期政權

99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
喬智明	薛兼	陶侃	胡母輔之	曹據	陸雲	賀循	潘尼	諸葛恢	王育
其仁感如是。	莅任有能名。	有能名。	甚有能名。	仁惠明斷、百姓懷之。(有能名)	甚有惠政。	以寬惠為本、不求課最。	在任寬而不縱。	為政和平。	為政清約、宿盜逃奔他郡。
共·降慮	比陽	樅陽	繁昌	洛陽	俊儀	陽羨	宛興	臨沂	南武陽
晉·90	晉·68	晉·66	晉·49	晉·90	三·58	晉·68	晉·55	晉·77	晉·89

d 縣

89	88	87	86	85	84
華譚	虞溥	索綝	丁紹	張協	王承
在郡政嚴、而與上司多忤。	為政嚴而不猛、風化大行。	有威恩、華夷嚮服、賊不敢犯。	政平訟理、道化大行。	在郡清簡寡欲。	政尚清淨、不為細察。
廬江	鄱陽	馮翊	広平	河間	東海
晉·52	晉·82	晉·60	晉·90	晉·55	晉·75

c 郡

83	82	81
荀晞	丁昭	劉弘
威名甚盛、時人擬之韓白。	號為嚴肅、河北人畏而愛之。	甚有威惠、寇盜屏迹、為幽朔所稱。
兗青	冀	幽
晉·61	晉·90	晉·66

(7) 東晉中期（成帝、簡文帝）政權

116	115	114	113	112	111	110	109
張闔	周玘	桓彝	顏含	諸葛恢	謝鯤	鄧攸	丁潭
<p>以清潔見稱。 在郡刑政清明、百姓欲悅。 澁政清肅、百姓愛之。 政清人和、為諸郡首。 所歷簡而有恩、明而能斷、然以威御下。 在郡有惠政、為百姓所懷。 甚有威惠、百姓敬愛之。 在郡甚有威惠。</p>							
晉	吳	宣	東	會	予	吳	東
陵	興	城	陽	稽	章	郡	陽
晉	晉	晉	晉	晉	晉	晉	晉
76	58	74	88	77	49	90	78

c 郡

108	107	106	105	104	103	102
(周氏)	司馬承	周訪	陳頴	華軼	溫嶠	甘卓
<p>為政簡惠、善於綏撫、……西土稱為惠政。 甚有惠政、甄異行能。 在州甚有威惠。 綏懷荒弊、甚有威惠。 威風既著、遠近悅服。 傾心綏撫、甚有能名。 周氏世有威稱。</p>						
益	湘	梁	梁	江	江	梁
晉	晉	晉	晉	晉	晉	晉
58	37	58	71	61	67	70

b 州

101	100
諸葛恢	王導
<p>為政務在清靜。 (每從寬德、以寬和得衆) 時四方多務、賤疏殷積、恢斟酌酬答、咸稱折中。</p>	
從事	丞相
中郎	安東司馬
統記室	
晉	晉
77	73
	65

a 中央

a
中央

119	118	117
庾冰	庾亮	蔡謨
<p>太常臣謨、平簡真正、素望所歸。 任法裁物、頗以此失人心。 頗任威刑。</p>		
中書監	中書令	太常
晉 73	晉 73	晉 67

b
州

126	125	124	123	122	121	120
謝尚	荀羨	王允之	溫放之	滕含	庾禕	褚裒
<p>在官清約、雖居方伯、恒使私僮樵採。 御衆簡而有惠、州戶雖小、賴其寬政。 在任積年、甚有威惠。 甚有威惠。 莅政甚有威惠。 在事有能名、故居以重任。 有德政、既卒西藩所思。</p>						
予	[徐]	江	交	広	梁	江
晉 79	晉 75	晉 76	晉 67	晉 57	晉 73	晉 93

c
郡

134	133	132	131	130	129	128	127
褚翼	庾翼	孔巖	郗愔	王蘊	王述	謝尚	劉惔
<p>為政清整、門無雜賓。 為政清簡。 莅政清肅、終日無事。 甚有德政、屬郡荒人飢、輒開倉贍郵。 復用惠化、百姓歌之。 以和簡、為百姓所悅。 頗稱簡默。 善於宰牧、甚得人和。 撫和百姓、甚得歡心。 収集散亡、甚有惠政。</p>							
丹楊	郟陽	吳興	臨海	会稽	晋陵	吳興	会稽
晉 77	晉 73	晉 78	晉 67	晉 93	晉 93	晉 93	晉 75

(9) 蜀
a 中央政權

a	147	以幹理著称。	永興	晉・83
	王雅			
	郡			
d	146	在郡清儉、妻自負薪。	晉陵	晉・90
	吳隱之			
	郡			
c	145	在職清明、政績爾學。雖以簡惠為政、然自矜貴与下殊隔。莅事簡約。及在州清操踰厲、常食不過菜及乾魚而已。到鎮以辺境無虞、宜以寬郵為務。及鎮荊州、威風肅然、殊得物。	南蠻校尉 〔青・亮〕	晉・83
	144			
	143			
b	142	在職公平廉慎、所在著績。	中書侍郎 度支尚書	晉・91
	141			
	140			
州	139	莅官簡惠、達於從政、議論精密。	中書侍郎 度支尚書	晉・91
	138			
	劉耽			

(8) 東晉末期(孝武帝)政權
a 中央

137	136	135
山遐	何充	范汪
甚有惠政。在郡甚有德政。為政嚴猛。		
東陽	會稽	東陽
晉・43	晉・77	晉・75

(10) 吳政權

a 中央

153	152	151	150	149
馬忠	鄧芝	呂乂	衛繼	楊戲
無育郵理、甚有威惠。 所在清嚴有治績。 為政簡而不煩、毋為清能。 進仕州郡、歷職清顯。 所在清約不煩。				
牂	廣	漢	建寧	梓潼
河	漢	中、蜀郡、廣漢	寧	潼
三·43	三·45	三·39	三·45	三·45
				注

c 郡

148
劉巴
躬履清儉、不治產業。
尚書令
三·39

b 州

155	154
滕耽	蔡款
歷位內外、以清貞顯於當世。 以寬厚稱。	
右司馬	中書令
三·64	三·52
	注

c 郡

157	156
步騭	呂岱
清身奉公、所在可述……歷年不餉家、妻子飢乏。 鄉敵敬其威信。	
交	交
三·52	三·60

162	161	160	159	158
虞曷	魯肅	周紡	鍾離牧	吳景
寬仁得衆、吏民所思。 威恩部伍、智勇分明、加操行清純、有古人之風。 賞善罰惡、威恩並行。 威恩大行。 抑疆扶弱、甚著威風。				
濟陰	漢昌	鄱陽	南海	丹楊
三·57	三·54	三·60	三·60	三·50
			注	注

164	163
駱	張
統	敦
甚有恵化。 民戸過万、咸歎其恵理。	
鳥	海
程	昏
三・57	三・52・注

※ 出典の三は『三國志』晋は『晋書』を表わす。又、数字は巻数を示す。なお注は裴松之の注のことである。

(よしもり けんすけ 名古屋大学大学院研究生)